

朝日町不妊治療費及び 不育症治療費助成事業の

ご案内

朝日町では以下のすべての要件を満たしている方を対象に、不妊治療または不育症治療に要した費用の一部を助成しています。

【対象者要件】

- (1) 下記の対象治療以外の方法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと、医師に診断された法律上の夫婦。
(2) 夫婦双方または一方が朝日町民であること。

- (3) 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満の方。
(4) ①②については三重県指定の医療機関で、③④については国内の医療機関で治療を受けたもの。

| 助成事業 | ①特定不妊治療費助成事業 | ②第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業 |
|------|--|--|
| 対象治療 | 特定不妊治療（体外受精・顕微授精） | |
| 助成額 | 三重県特定不妊治療費助成事業申請時、1回につき最大10万円の上乗せ | 1回の治療につき最大15万円（C.Fは7.5万円） |
| 助成回数 | 治療期間初日における妻の年齢が… 40歳未満→通算6回まで 40～43歳未満→通算3回まで 43歳以上は対象外 | 治療期間初日における妻の年齢が… 40歳未満→通算2回まで 40～43歳未満→通算5回まで |
| 備考 | ・必ず三重県特定不妊治療費助成事業と併せて申請してください。 ・初回治療の場合は三重県指定の治療方法C.Fのみ対象。 | 【追加要件】 ・三重県事業による助成回数が終了した者 ・H26年度以降新規に三重県事業の助成を受けた者 ・夫婦から出生した実子が1人以上いること。 |
| 助成事業 | ③一般不妊治療費助成事業 | ④不育症治療費助成事業 |
| 対象治療 | 一般不妊治療（人工授精） | 不育症にかかる治療および検査 |
| 助成額 | 1年度当たり最大2万円 | 1年度当たり最大10万円 |
| 助成回数 | 1年度あたり1回限り 通算5年まで | 1年度あたり1回限り 通算3回まで |

●申請は、必要書類を子育て健康課窓口へ持参もしくは郵送していただきます。

申請についてのお問い合わせは
子育て健康課までご連絡ください。 TEL 377-5652

健康相談 特別企画のご案内!!

7月の健康相談では、『足の筋力』と『血管指標』を測定します。

7月から各種健診が始まります。健診受診と合わせて、足の筋力測定や血管指標測定を行い、普段の運動・食事などの生活習慣を見直すきっかけにしませんか？

管理栄養士による栄養相談や、保健師による血圧測定・検尿などもあります。

日時 7月8日（月）13時～15時

場所 保健福祉センター 保健室

持ち物 ・健康手帳
（お持ちでない方は発行いたします）
・健診結果などがあればお持ちください。

詳しくは、子育て健康課までお問い合わせください。TEL 377-5652



事業主のみなさまへ

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新はお早めに!

労働保険料（平成30年度確定・31年度概算）の申告・納付は**6月3日（月）から7月10日（水）**までです。

お忘れなく! お早めに!

（平成31年度は、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間となります。）

★年度更新集合受付会を開催します。

日時 7月8日（月）・9日（火）・10日（水） 9時～16時
場所 四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署
桑名市城東地区複合施設「はまぐりプラザ」
鈴鹿市神戸コミュニティセンター
尾鷲公共職業安定所 以上9会場

※申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

- ①「概算・確定労働保険料/一般拠出金申告書」
- ②作成した平成30年度確定分の賃金集計表
一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳（請負金額・工期等が確認できるもの）
- ③事業主印鑑（法人は代表者印鑑）

※労働保険の年度更新手続は、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向がなくても、自宅・オフィスから、いつでも手続ができます。

（詳しくは、電子政府の総合窓口へ<http://www.e-gov.go.jp/>）

問い合わせ先 三重労働局総務部 労働保険徴収室
津市島崎町327-2 TEL 059-226-2100